

交通計画を考える市民懇談会委員の募集

市では、市内の交通問題を解決するとともに、将来に向けてより安全で快適な市民生活の実現をめざし、具体的な取り組み方向を示す総合的な西東京市交通計画を平成18年度に策定します。

この計画の策定にあたり、すでに調査済み市の交通特性、交通実態と意識調査を基に市民の意見を交換し、反映させるため市民委員を募集します。

応募資格 市内に在住する18歳以上の市民
募集人数 6人
応募方法 「西東京市の交通計画」について(問題、課題点および将来についての意見等)を800字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を明記し、9月15日(木)30日(金)までに、〒202-8555西東京市役所保谷庁舎交通計画課へ郵送または持参
結果は応募者に通知します。
任期 平成18年3月31日まで
謝礼 日額2千円
交通計画課(保谷内線2471)

迷惑駐車防止と違法駐車関係道路交通法の一部改正のお知らせ

『違法駐車はみんなの迷惑』
違法駐車は、交通事故や交通渋滞の原因になり、救急車や消防車などの緊急車両の通行妨害にもなります。
市内の駐車車両による事故原因として
駐車車両に追突する事故(特に夜間、二輪車)
駐車車両があるため進路変更した際の事故
駐車車両前後の飛び出し事故
駐車車両による歩行者等の発見の遅れによる事故などがあげられます。

車は、駐車場や車庫などに止めましょう。また、長時間駐車・車庫代わりの駐車は絶対やめましょう。
『違法駐車関係道路交通法の一部改正(平成18年6月8日までに施行)』

交通事故や交通渋滞の原因になっている違法駐車を無くするため、次のような規定が整備されました(平成16年法律第90号)。

1 放置車両にかかる使用者の責任が強化されます。
車両を放置した運転者が特定できず、その責任が追及できない場合は、放置車両の使用者(車検記載)に対して放置違反金の納付が命じられます。
放置違反金を滞納している人は、車検を受けることはできません。
違反を一定回数以上繰り返している人に対しては、自動車の使用制限が行われます。
2 違法駐車取締り関係事務を民間法人に委託することができ
ます。

問合せ 田無警察署(☎67・0110)
交通計画課(保谷内線2471)

自転車・バイクなどは、ルールを守って駐車場を利用しましょう

自転車、バイクなどは手軽な交通手段の一つとして皆さんに利用されています。しかし、駅周辺の歩道や路上への放置が後を絶ちません。

歩道は、高齢の方・障害を持つ方・子どもなど、さまざまな人たちが利用します。こうした歩道に自転車・バイクなどが放置されると、利用する方の通行の障害となるばかりではなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

通勤・通学・買い物などで自転車・バイクなどを利用する際は、一人ひとりが責任を持って自転車駐車場を利用しましょう。

市内に住所を有し、通勤・通学等のため、財団法人自転車駐車場整備センターが管理・運営している自転車駐車場を月ぎめ利用する自転車利用者で、次のいずれかに該当する方には、有料自転車駐車場の月額利用料の全部、もしくは一部を助成します。

身体障害者手帳もしくは愛の手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(全額助成)
生活保護を受けている世帯に属する方(全額助成)
西東京市児童育成手当を受けている世帯に属する方(800円助成)
60歳以上で、市・都民税が非課税の方(800円助成)
学校、専修学校等、各種学校に在学する方(200円助成)

に該当する方は、次の点に注意ください。

- ・自転車駐車場により助成(割引)額が変わります。
- ・田無駅北口第1・第2および田無駅南口自転車駐車場を利用する際は2階以上の契約となります。
- 申し込みは、交通計画課(保谷庁舎5階)または市民相談室(田無庁舎2階)で受け付けています。
- なお、に該当する方は、利用を希望する自転車駐車場管理室で手続きを行ってください。
- 詳しくは、交通計画課へお問い合わせください。

交通計画課(保谷内線2473)

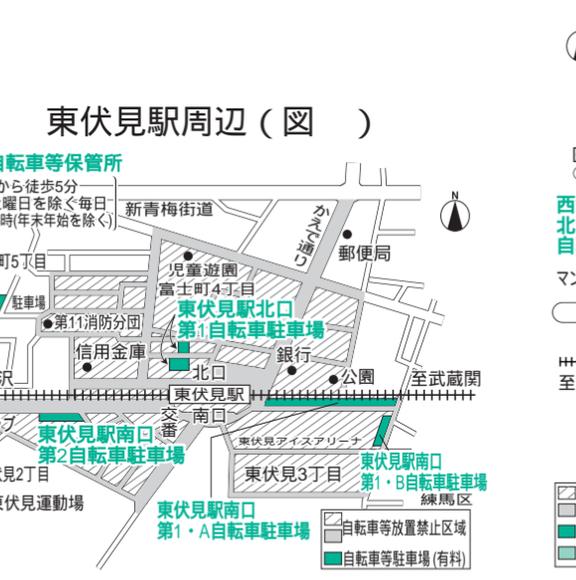
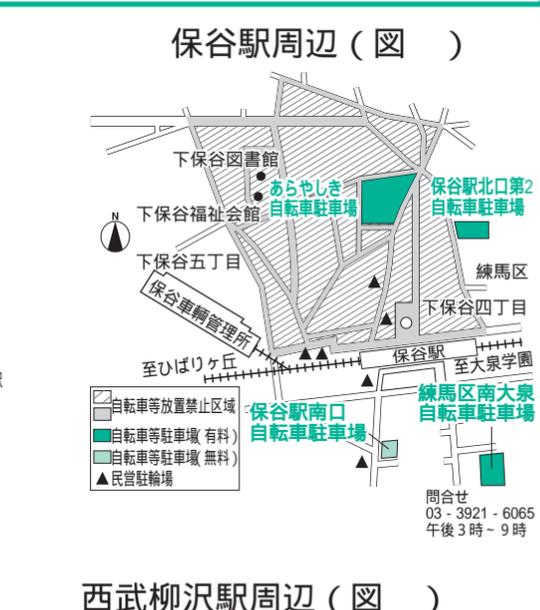
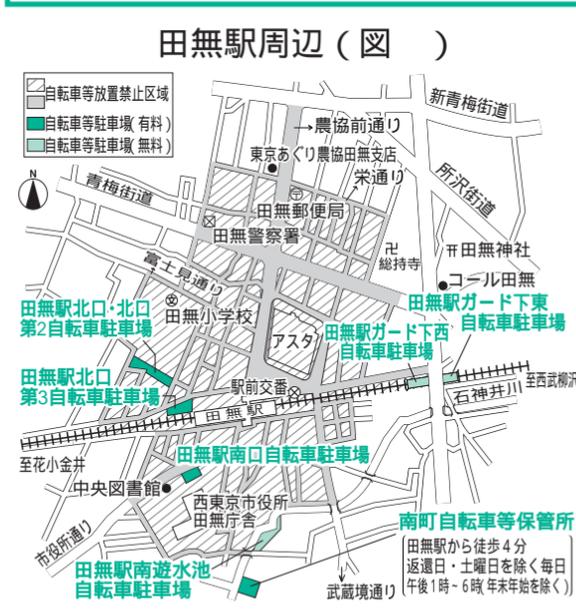
自転車等放置禁止区域があります

市では、西東京市自転車等の放置禁止に関する条例により、市内の各駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています(下図参照)。

禁止区域内に放置された原付バイク・自転車等は撤去・保管所に移送します。

撤去移送した自転車・原付バイクを返還する際は、撤去保管料として自転車(2千円)、原付バイク

自転車駐車場をご利用ください 自転車駐車場・自転車保管所



ご存知ですか！
自転車も車の仲間です

自転車で事故を起こすと責任を問われます！

自転車での主な違反

- ・一時停止違反
- ・歩行者通行妨害
- ・信号無視
- ・二人乗り
- ・夜間無灯火
- ・酒酔い運転

違反自転車取り締まり強化中です

田無警察署

田無庁舎の駐車場が大変混雑しています。車での来庁はなるべく避けていただくようお願いいたします。管財課(保谷内線1211)